

経済産業省

平成 23・03・23 製局第 3 号

平成 23 年 3 月 23 日

関係団体の長 宛

経済産業省製造産業局長 鈴木 正徳

東北地方太平洋沖地震に伴う建設用鋼材の安定供給の確保について（通知）

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、建設用鋼材の生産・加工・流通の工場が被害を受けていることや、復旧のための建設用鋼材の迅速かつ大量の供給が必要であること等から、今後、建設用鋼材の需給バランスがくずれれることも予想されますが、これはあくまで一時的なものにとどまり、各企業の適切な事業活動により解消できるものと考えます。

つきましては、貴団体におかれては、建設用鋼材について、実需に基づく適切な発注と過剰な在庫の保有の抑制について最大限の御協力をいただき、もって鋼材需給の安定が図られるよう特段の御配慮をお願いいたします。

こうした取組により、必要な建設用鋼材が確保され、被災地向けの鋼材需要への迅速かつ適切な対応が図られるのみならず、被災地以外の地域の需要に対しても混乱することなく適切に対応していくことが可能になるものと考えます。

会員各位に対しても、この旨周知のほど、併せてお願い申し上げます。